

旭川市保育料一覧表

参考資料3

～保育料の算定方法について～

(平成29年3月31日現在)

■ 保育料は、市町村民税の課税状況で決定し、算定に用いる課税年度は毎年9月に更新します。

<平成29年度>
【4月】

【9月】

【平成30年8月】

平成28年度市町村民税に基づく保育料

平成29年度市町村民税に基づく保育料

※平成28年度市町村民税：平成27年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

※平成29年度市町村民税：平成28年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

● 2号認定, 3号認定を受けた子ども

世帯の階層区分		保育料 (月額: 円)				
		3歳未満		3歳以上		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
B	A階層を除き、市町村民税が非課税の世帯	2,700 (670)	2,700 (670)	1,800 (450)	1,800 (450)	
C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額【※1】が次の区分に該当する世帯	48,600円未満(均等割のみを含む)	7,800 (1,950)	7,700 (1,920)	6,600 (1,650)	6,500 (1,620)
C 2		48,600円以上53,000円未満	11,000 (2,750)	10,800 (2,700)	9,500 (2,370)	9,300 (2,320)
C 3-①		53,000円以上57,700円未満	14,800 (3,700)	14,500 (3,620)	13,000 (3,250)	12,800 (3,200)
C 3-②		57,700円以上69,000円未満				
C 4-①		69,000円以上77,101円未満	19,100 (4,770)	18,800 (4,700)	17,000 (4,250)	16,700 (4,170)
C 4-②		77,101円以上87,000円未満				
C 5		87,000円以上105,000円未満	24,000 (6,000)	23,600 (5,900)	21,600 (5,400)	21,200 (5,300)
C 6		105,000円以上123,000円未満	30,200 (7,550)	29,700 (7,420)	27,500 (6,870)	27,000 (6,750)
C 7		123,000円以上140,000円未満	33,400 (8,350)	32,800 (8,200)	30,700 (7,670)	30,200 (7,550)
C 8		140,000円以上163,000円未満	36,700 (9,170)	36,100 (9,020)	34,000 (8,500)	33,400 (8,350)
C 9		163,000円以上193,500円未満	40,000 (10,000)	39,300 (9,820)	37,300 (9,320)	36,700 (9,170)
C 10		193,500円以上254,000円未満	47,400 (11,850)	46,600 (11,650)	38,500 (9,620)	37,800 (9,450)
C 11		254,000円以上360,000円未満	54,900 (13,720)	54,000 (13,500)	39,600 (9,900)	38,900 (9,720)
C 12		360,000円以上415,000円未満	63,400 (15,850)	62,300 (15,570)	40,800 (10,200)	40,100 (10,020)
C 13		415,000円以上	72,000 (18,000)	70,800 (17,700)	42,100 (10,520)	41,400 (10,350)

<備考>

1 多子軽減

(1) B階層からC3-①階層の場合

保護者と生計を一にする子ども(年齢は問いません。)【※2】が2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目の子どもの保育料は表の()内の額、第3子目の子どもの保育料は0円となります。

(2) C3-②階層からC13階層の場合

保護者と同一世帯に小学校就学前の認可保育所等【※3】を利用している子どもが2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目の子どもの保育料は表の()内の額、第3子目の子どもの保育料は0円となります。

2 ひとり親世帯等への軽減

ひとり親世帯等【※4】であってB階層からC4-①階層に該当する世帯の保育料の額は、各階層区分ごとに次の各号に定める額となります。

(1) B階層：0円

(2) C1階層

表に定める額から2,200円を減じた額の半額。また、保護者と生計を一にする子ども(年齢は問いません。)【※2】が2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目以降の保育料は0円

(3) C2階層からC4-①階層

表に定める額の半額。また、保護者と生計を一にする子ども(年齢は問いません。)【※2】が2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目以降の保育料は0円

3 その他の軽減

特別支援保育事業の対象となる子どもの保育料は、表や備考1及び2で定める額の半額となります。

4 年齢区分について

子どもが3歳になった年度は、年齢区分は「3歳未満」となります。

(裏面へ続きます。)

● 1号認定を受けた子ども

世帯の階層区分		保育料 (月額：円)
A	生活保護世帯等又は市町村民税の所得割が非課税の世帯	0 (0)
B1	A階層を除き、市町村民税の所得割額【※1】が次の区分に該当する世帯	77,100円以下
B2		77,101円以上211,200円以下
B3		211,201円以上
<備考> 1 多子軽減について (1) B1階層の場合 保護者と生計を一にする子ども(年齢は問いません)【※2】が2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目の子どもの保育料は表の()内の額、第3子目の子どもの保育料は0円となります。 (2) B2、B3階層の場合 保護者と同一世帯に小学校3年生以下の子ども(小学校就学前の子どもの場合、認可保育所等【※3】を利用している子どもに限る)が2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目の子どもの保育料は表の()内の額、第3子目の子どもの保育料は0円となります。 2 ひとり親世帯等への軽減 ひとり親世帯等【※4】であってB1階層に該当する世帯の保育料の額は、第1子は5,050円、第2子以降は0円となります。		

【※1】

住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の所得割額の計算は、これらの金額を足し戻した額で計算を行います。

【※2】

保護者と同居する子どもは、特段の事情がある場合を除き、保護者と生計を一にしているものとみなします。別居している場合でも、税法上や健康保険上の扶養状況等を勘案し、生計を一にしていると認められる場合は、生計を一にするものとみなします。別居している子どもがいて、かつ、次の階層に該当する場合は、状況等を確認する必要がありますので、旭川市こども育成課保育給付係(TEL:0166-25-9845)までご連絡ください。

- ・ 1号認定でB1階層の方
- ・ 2号、3号認定でB階層からC3-①階層の方(ひとり親等【※4】の場合は、C4-①階層までの方)

【※3】

認可保育所等とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援を言います。

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所以外の施設・サービスを利用されている場合、在籍状況等を確認するため、在園証明書の提出が必要となります。

【※4】

ひとり親世帯等とは、次の①、②に掲げる世帯を言います。

- ①ひとり親世帯であって現に子どもを扶養している世帯
- ②次の在宅障がい者(児)を有する世帯
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ・ 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金の受給者

【重要！】

2号、3号認定でB階層からC3-①階層(ひとり親世帯等の場合C4-①)の認定を受けた方、1号認定でB1階層の認定を受けた方は必ずお読みください。

世帯の子どもに増減があった場合(例:就職をきっかけに子どもが別居し、独立した場合など)は、異動があった当月又は翌月から保育料が増額又は減額となることがありますので、速やかに旭川市子育て支援部こども育成課保育給付係(旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎5階 電話:0166-25-9845(直通))まで届出又はご連絡くださいますようお願いいたします。

● 保育料に関する経過措置について

平成27年度から年少扶養控除等廃止の影響を避けるための保育料に関する措置が廃止されました。この措置廃止の影響を避けるため、本市では平成27年3月末時点で保育所や認定こども園に在籍し、その後引き続き保育所等を利用されている在園児のうち次の要件に該当する者について、平成29年8月までの間、独自に経過措置を設けています。

<経過措置の対象となる要件>

税法上の年少扶養親族が3人以上いる方、税法上の16歳～19歳の扶養親族がいる方

該当者の方については、保育料表に基づく保育料よりも決定された保育料が低い場合がありますので、ご承知おきください。